

県独自の「緊急事態宣言」発令で、1月18日から2月7日まで時短要請を強化 「時短要請協力金」は県下全域が対象になります

1月14日に、県独自の「緊急事態宣言」が発令され、時短要請が強化されました。それに伴い、時短要請協力金の支給対象が広げられ、熊本市内では、時短要請協力店舗に家賃支援を行うことになりました。

協力金の対象店舗・区域と支給対象期間を延長

「午後10時まで」とされていた営業時間が、さらに「午後8時まで」に短縮され、加えて「酒類の提供は午後7時までに限る」の条件が加わりました。

対象地域も熊本市中央区の通町筋・桜町周辺のみから、「県下全域」に広がりました。

「一律同額」、「関連業者は対象外」などの改善が必要

長期のコロナ禍で、さまざまな事業者が減収減益となっており、飲食店関係でも食材納入業者や生産者等の関連業者は対象外、飲食店以外が対象外であるなど、解決すべきです。

対象となる店舗は、「午後10時以降も営業している酒類を提供する飲食店」から「午後8時以降も営業している飲食店」に広がります。

対象期間は、1月24日までから「2月7日まで」に延長されます。

また、1日4万円の支給額も、従業員のない店舗といる店舗が同一金額なのは矛盾です。さらには昼間だけの営業でも減収は発生しており、そういう店舗への支援も必要です。

熊本市内では、時短要請協力店舗へ「家賃支援」

熊本市は独自に、県が要請した時短営業に協力した店舗を対象に、「家賃支援」を行います。

【対象地域】 市内全域

【対象店舗】 午後8時以降も営業している飲食店のうち、時短要請に協力した店舗。また賃貸契約であること。

【助成額】 1店舗あたり、1カ月の家賃（上限35万円・1回限りの助成）

*2月に入ってから受付が始まる見込みです。



【控室から】 「コロナ禍での学生支援」

なすまどか



県内の青年・学生や農業団体、医療団体などで構成する「くまもと学生食料支援プロジェクト実行委員会」が昨年末、学生に対して食料支援を行いました。支援当日、100名を超える学生が食材や食品を求め集まりました。実行委員会に話を聞きましたが、「コロナ禍のもと、「バイト先が閉店した」「バイトのシフトが減り収入が減少した」「親の収入が減り仕送りが減った」「学費が払えない」「オンライン授業が多く、大学生活になじむことが出来ない」など、厳しい現状を示す声が寄せられたそうです。私も、昨年12月議会で、「コロナ禍での学生に対する支援について質問しました。私自身もそうだったように、学生は収入が減った場合、学費や家賃の確保を最優先にし、食費を極限まで切り詰めるケースが少なくありません。市としても学生の現状を把握し、食糧支援の実施や緊急奨学金の周知など、多面的な支援を行うよう求めました。同実行委員会の取り組みは地元紙でも取り上げられ、その後、「未来ある学生が苦勞しているのを知って心が痛む」「何か手伝えることはないか」と、問い合わせが殺到。米800kgや物資、募金など、個人・企業から続々と支援が寄せられたそうです。こうした市民の取り組みを支援するとともに、熊本の未来を担う学生に対し、多面的・積極的な支援を行うよう熊本市に対しても引き続き働きかけていく決意です。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1220
2021年1月24日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



検索



「新日本婦人の会」のみなさんと、 35人学級の拡充を熊本市へ要望

国が、2025年までに小学校全学年を「35人」の学級編成へ、段階的に少人数学級を拡充していく方向となったのを受け、1月15日に

「新日本婦人の会熊本支部」は、熊本市でも速やかに「35人学級」を拡充していくことを求める要望書を市長・教育長に提出しました。

教育委員会への要望に党市議団も参加し、教育長と懇談しました。



＜要望概要は以下のとおり＞

現行40人(小1は35人)と定めた公立小中学校の学級基準が、40年ぶりに、小学校に限り、段階的に35人に引き下げることが決まった。しかし、5年かけての実施では、今の小2以上は対象とならず、中学校にも適用されない、現場の声は「30~20人程度の学級」であり、規模もスピードも不十分。

熊本市でも新型コロナウイルスの感染拡大が続き、「医療非常事態宣言」が発令中、コロナ感染から子どもを守り、安心して過ごせる学校にするためにも学級規模の縮小は喫緊の課題であり、早急に小中学校全学年の少人数学級化を進めるべき。

【要望項目】

1. 現行予算を縮小せず、小中学校すべての学年で35人学級を実施、その後速やかに20人程度学級へと移行すること
2. 正規の教職員を増やすこと

教育長からは、速やかに拡充していきたい意向が示されましたが、教員の確保等の課題もあり、それを整えながら、取り組んでいきたいとの思いが示されました。



12月議会で決まった議会改革の内容

昨年末の12月議会には、議会改革にかかわる4つの議案が議員発議で提案され、全会一致で可決されました。内容は、以下の3点です。

党市議団が廃止を求めている「費用弁償」が減額に

日本共産党市議団は、議員に報酬とは別に市議会への通勤距離に応じて支払われている「費用弁償」の廃止を求めてきました。今回、減額が決定しました。廃止に向け、一步前進です。

【減額の内容】(日額)

(現行) 4 km未満：5,000 円
 4~8 km：6,000 円
 8 km以上：7,000 円



(改正) 5 km未満：1,000 円
 5~10 km：2,000 円
 10 km以上：3,000 円

オンラインによる委員会開催も可能に

本市においても新型コロナの感染が急拡大する中、「オンライン」により委員会の開催をすることができるよう、市議会会議規則と市議会委員会条例が改正されました。

内容は、「委員会の開催方法の特例」を規則・条例に定め、その中にオンライン委員会の開催・各委員の参加を明記します。



議会事務局の名称を「議会局」に

議会事務局設置条例が改正され、これまで「議会事務局」となっていた議会事務局の名称を「議会局」と改めました。しかし、地方自治法に定められた議会事務局の位置づけ・役割が変わるものではありません。

党市議団は、12月議会最終日、議員と事務局が一丸となって議会の重要な役割を果たせるよう、意見を述べました。